

令和4年

第4回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和4年4月25日 午後1時30分から

場 所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番 安池雅美

2番 青木貞治

3番 二宮賢一

5番 古正輝子

6番 平原則子

7番 竹内欣也

8番 石井雅浩

9番 鈴木洋有

10番 吉川正

11番 添田政夫

12番 加藤正和

13番 柳田孝

15番 近藤剛司

16番 戸塚昭雄

2 欠席委員

3 遅刻委員

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできません)

西 方 敬 吉 川 京 男 柏 木 博 松 本 常 男

5 出席事務局員

事務局長 山口 信彦

書記 藤野 陽平、久保田 徳人

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定について

議案第12号 非農地証明交付申請の承認について

議案第13号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)について

議案第14号 「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案)について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議長 ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので令和4年第4回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、2番青木貞治委員と6番平原則子委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第11号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第11号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定について」は議案書2ページの3件で、すべて新規設定でございます。場所につきましては総会資料の1ページから3ページをご覧ください。

大磯町長より令和4年4月15日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

事務局 《議案第11号1番から3番を朗読・説明》

書記 議案第11号1番から3番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

最初に1番についてですが、当該農地は農業振興地域の農地集団の中の露地畑で、JR東海道本線のすぐ脇の良好な農地です。借り手は昨年に新規就農した農家で、今回は営農拡大のための最初の新規利用権の設定となります。所有者が高齢のため耕作ができなくなった農地を新規就農者が借りることで遊休化防止が図られると考えられます。

なお、4月15日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 では、現地調査をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番の添田です。議案第11号1番の農地について、4月15日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、農業振興地域の良好な露地畑ですが、新規就農者が借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図れるとのことです。

議長 では、議案第11号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第11号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第11号1番は原案とおり決定いたしました。
次に2番について事務局より説明をお願いします。

書記 2番の農地も農業振興地域の農用地の露地畑です。借り手は一昨年に参加した法人で今回は営農拡大のための3回目の新規設定となります。当該農地は長い間、耕作放棄地となっていました。一昨年に新規就農者が借りたところ土中に砂利が多く含まれていたため合意解約した経緯があります。

なお、4月15日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 では、現地調査をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番の添田です。議案第11号2番の農地について、4月15日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、砂利が多く含まれていて耕耘が困難なため遊休農地となっていました。法人が借りることで農地の遊休化防止と有効利用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と有効活用が図られるとのことです。

では、議案第11号2番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 碎石が多いとのことですが、作物を栽培できるのでしょうか。

書記 法人が当該農地の何ヶ所か掘って確認したところ、多少の土を入れれば作物によっては栽培が可能と判断したとのこと。もし、それで作物ができなければ、利用権設定を解約するとのこと。

委員 当該法人は農業専門の法人ですか。

書記 事業の一部として農業参入した町内の法人です。農業専門の法人で農地所有適格法人なら農地を所有することができますが、当該法人は一般法人なので解除条件付きで農地を借り受けることが可能です。

委員 当該法人は既に 5,631 m²の農地を借りていますね。

書記 当初は農業参入したいということで、西小磯地区で約 1,000 m²から始めたのですが、その後、営農拡大して現在の面積となりました。

委員 現在、借りている農地は使用貸借ですか、賃貸借ですか。

書記 当初、農業参入した時の農地は使用貸借ですが、営農拡大をした農地は賃貸借となります。

委員 碎石があつて茶の栽培ができない農地だったとのことですが、大丈夫ですか。

書記 当該法人は事前調査を行った上で、碎石など除けて栽培可能な作物で耕作するとのこと。

委員 土壌の悪い農地ではなく、他に良い農地があると思いますが、何故そのような農地を借りたいのですか。

書記 当初に農業参入した農地の近くで営農がし易いこと、耕作放棄地の解消に協力したいとのこと。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第 11 号 2 番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 11 号 2 番は原案とおり決定いたしました。

次に 3 番について事務局より説明をお願いします。

書記 3 番の農地も農業振興地域の農用地の露地畑で、以前はビニールハウスが建てられていました。借り手は昨年に新規就農した農家で今回は営農拡大のための 4 回目の新規利用権設定となります。当該農地を露地畑として使用するほか育苗施設を設置する予定です。

なお、4 月 15 日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 では、現地調査をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11 番委員（添田） 11 番の添田です。議案第 11 号 3 番の農地について、4 月 15 日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、ビニールハウスが撤去された後、遊休農地となっていました。新規就農者が借りることで農地の有効利用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の有効活用が図られるとのことですね。

では、議案第 11 号 3 番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 農地への出入り口はどこにあるのですか。

書記 議案資料の図面上の T 字路の脇の角にスロープがあります。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第 11 号 3 番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 11 号 3 番は原案とおり決定いたしました。

以上で議案第 11 号の全ての審議が終了しました。

なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 それでは、次に議案第 12 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。

では、朗読と説明を事務局よりお願いします。

書記 議案第 12 号「非農地証明交付申請の承認について」は、議案書 3 ページの 1 件でございます。場所につきましては総会資料の 4 ページをご覧ください。

《議案第 12 号 1 番を朗読》

書記 議案第 12 号 1 番につきましては、非農地証明についての審議事項でございます。非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」（平成 24 年 8 月 1 日施行）に基づき、指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能です。

当該農地は、昭和 40 年頃に周辺で砂利採取が行われていたため耕作が困難になり、現在は山林化しており、農地性はなく、かつ、違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、4 月 15 日に寺坂地区担当の柏木推進委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした柏木推進委員から説明をお願いいたします。

推進委員（柏木） 推進委員の柏木です。議案第 12 号 1 番の農地について、4 月 15 日に私と事務局で現地調査を行いました。

当該農地は山林化しており農地性がない状況であることを確認しました。また、非農地とすることによる隣接の農地への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当するとのことですので。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 これは何か目的があつての証明願いなのでしょうか。

書記 非農地証明には、主な目的は二つあります。一つは農地復元が困難で農地として活用できないため、地目を現況に合わせて山林などに変更すること。もう一つは、農地以外の目的に供している、または供したいので地目を農地から変更したいというものです。

委員 隣接した土地は農地から変更されているのですか。

書記 元々、山林ですが、昭和 40 年頃に砂利採取をしていたため、山が削られて平らな原っぱの土地ができ、過去には運動場として使用されていました。今回は土地所有者が山林化した農地を含めて土地活用したいとの要望があり、非農地証明願いを提出した次第です。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第 12 号 1 番の申請のありました 1 筆について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、申請のありました1筆について非農地証明を交付することに決定いたしました。

議長 それでは次に、議案第13号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)について議題に供します。事務局より議案の朗読をお願いします。

書記 議案第13号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)について説明いたします。項目ごとに順次説明いたしますので議案書の4ページから11ページをご覧ください。

事務局 《議案第13号を朗読・説明》

書記 この点検・評価は、国の「農業委員会事務の実施状況等の公表について」の通知に基づき作成しました。「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」における各々の項目に対する達成度について、点検結果及び評価について取りまとめて公表を行うとともに国に報告を行うものです。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、国の通知に基づいて毎年、点検結果及び評価について作成・公表及び報告を行っていくとのことです。
これより、質疑にはいります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 6ページについて、令和元年度及び令和2年度に新規参入した方の経営状況は計画通りに進んでいますか。

書記 過去3年に参入された方については、一法人のみ農業から撤退をしましたが、他の法人等は順調に営農拡大を行ない、耕作放棄地が解消されています。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第13号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第13号は原案のとおり決定いたしました。

議長 それでは、次に議案第14号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案)について議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第14号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案)について説明いたします。項目ごとに順次説明いたしますので議案書12ページから14ページをご覧ください。

事務局

《議案第14号を朗読・説明》

書記 この計画は、議案第13号と同様に国の通知に基づき、今年度の農業委員会の活動計画について作成し、公表を行うとともに国に報告を行うものです。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、国の通知に基づいて毎年、活動計画を作成・公表及び報告を行っていくとのことです。
これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 鳥獣被害が増加していると書かれていますが、どのような状況でしょうか。

書記 鳥獣被害対策については産業観光課が行っており、具体的な数値はこの場ではわかりませんが、最近はシカなどが増えているとの農家からの報告があります。町では電気柵の補助制度や潜み場所である茂みの排除などにより対策を進めています。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第14号について、決定事項とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、報告第1号の「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号の「農地法第3条の3の規定による受理通知書」については、議案書15ページの2件でございます。

事務局

《報告第1号1番と2番を朗読》

書記 報告第1号1番と2番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書16ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の5ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番を朗読》

書記 報告第2号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書17ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の6ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号1番と2番を朗読》

書記 報告第3号1番から3番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和４年第４回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後２時 33 分)